

# ご存知ですか？ 健康被害救済制度

医薬品の副作用等による被害を受けられた方を救済する公的な制度があります。

## 医薬品副作用被害救済制度

医薬品を適正に使用したにもかかわらず発生した副作用により、入院が必要な程度の疾病や障害などの健康被害を受けた方に対して、医療費、医療手当、障害年金などの給付を行い、迅速に救済するための公的な制度です。

対象となるのは、昭和55年5月1日以降に発生した副作用による健康被害です（ただし、医薬品の種類や使用方法等によっては、救済の対象とならない場合があります）。



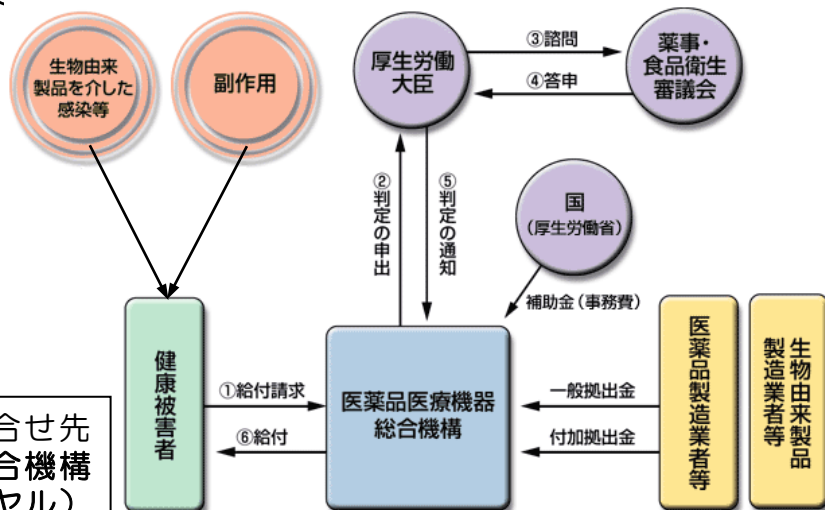
## 生物由来製品感染等被害救済制度

生物由来製品を適正に使用したにもかかわらず、その製品を介して感染などにかかり、入院が必要な程度の疾病や障害などの健康被害を受けた方に対して、医療費、医療手当、障害年金などの給付を行い、迅速に救済するための公的な制度です。

対象となるのは、平成16年4月1日以降に発生した健康被害です。感染後の発症予防のための治療や2次感染者なども救済の対象となります。

※生物由来製品とは、例えば輸血用血液製剤など人由来のものをはじめとして動物由来のものなどの医薬品、動物の心臓弁や人及び動物由来の成分を塗布したカテーテル類などさまざまなものがあります。

- 医療費等の給付の請求は、健康被害を受けた本人またはその遺族が、直接、医薬品医療機器総合機構に対して行います。その際に、医師の診断書や投薬証明書あるいは薬局などで医薬品を購入した場合は販売証明書、受診証明書などが必要となります。
- 給付の種類に応じて、請求の期限が定められています。
- 医薬品医療機器総合機構では、給付の請求があった健康被害について、その健康被害が医薬品の副作用などによるものかどうか、医薬品が適正に使用されたかどうかなどの医学的薬学的判断について厚生労働大臣に判定の申し出を行い、厚生労働大臣は、医薬品医療機器総合機構からの判定の申し出に応じ、薬事・食品衛生審議会に意見を聴いて判定されます。



健康被害救済制度についてのお問合せ先  
独立行政法人 医薬品医療機器総合機構  
電話 0120-149-931 (フリーダイヤル)  
ホームページ: <http://www.pmda.go.jp>